新型インフルエンザ等対策に関する業務計画

長崎大学病院

2026 年 10 月

目次

第 1 章　総論----------1
1　業務計画策定の目的
2　基本方針
3　定義
4　診療継続計画（BCP）感染症版の作成・周知

第 2 章　新型インフルエンザ等対策の実施体制 ---------- 1
1　平時における関係機関との連携、協力体制
2　対策本部の設置・運営

第 3 章　新型インフルエンザ等対策に関する事項----------2
1　準備期における準備
2　初動期における対応
3　対応期における対応
4　患者数が大幅に増加した場合の対応
5　発生時における情報収集・連携等
6　特定接種の実施
7　感染対策の検討・実施
8　長崎県知事等からの職員の派遣要請に対する対応
9　医薬品等の備蓄

第 4 章　その他----------3
1　職員への教育・訓練等
2　計画の修正

第 1 章　総論

1　業務計画策定の目的

本計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年 5 月 11 日法律第 31 号。以下「法」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づき、長崎大学病院における新型インフルエンザ等対策の実施に関する事項を定め、その感染拡大を可能な限り抑制し、地域住民の生命及び健康を保護し、円滑かつ適切な医療活動に資することを目的とする。

2　基本方針

長崎大学病院は、新型インフルエンザ等対策の遂行に当たって、国、地方公共団体及び指定（地方）公共機関等（以下「関係機関」という。）と相互に連携を図りながら、病院が一体となって、これを行うものとする。

3　定義

本計画において、「準備期」とは、新型インフルエンザ等の発生を覚知する以前までを、「初動期」とは、新型インフルエンザ等の発生を覚知後、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、実行されるまでを、「対応期」とは、初動期以後、政府対策本部が廃止されるまでをいう。また、「対応期」は、「1.封じ込めを念頭に対応する時期」、「2.病原体の性状等に応じて対応する時期」、「3.ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期」、「4.一般的な感染症対策へ移行する時期」の 4 つの時期に区分する。

4　診療継続計画（BCP）感染症版の作成・周知

病院長は、本計画を効果的に推進するため、準備期における体制整備等の準備、初動期並びに対応期における医療提供体制等について記載した、診療継続計画（BCP）感染症版（以下「BCP」という。）を作成するとともに、BCP を作成または修正した場合には、職員に対し周知徹底を図る。

第 2 章　新型インフルエンザ等対策の実施体制

1　平時における関係機関との連携、協力体制

（1）病院長は、法第 7 条第 1 項に規定する都道府県行動計画及び法第 8 条第 1 項に規定する市町村行動計画におけるその地域での役割を確認し、新型インフルエンザ等の患者が発生した場合に備え、関係機関と相互に連携・協力を行い、新型インフルエンザ等対策の実施に努める。

（2）病院長は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号)第 36 条の 3 第 1 項に基づき、長崎県知事と医療を提供する体制の確保に必要な措置に関する協定(以下「医療措置協定」という。)の締結に係る協議に参画し、協議内容に応じ新型

インフルエンザ等に係る長崎県における医療提供体制の整備・構築に協力する。

(3)病院長は、関係機関との間において平時から連携し、医療の提供に必要な情報収集及び訓練等に努める。

(4)病院長は、関係機関と円滑に連携を図るために、連絡先をあらかじめ共有するものとする。

2 対策本部の設置・運営

病院長は、新型インフルエンザ等対策を行うために必要な次の業務を行わせるため、BCPに基づき病院内に新型インフルエンザ等災害対策本部(以下「対策本部」という。) を「法第 22 条第 1 項に基づき長崎県対策本部が設置された場合」又は「病院が対策本部の設置の必要性を判断した場合」設置するものとする。

①発生状況の情報収集及び発信に関すること

②関係機関との連絡調整に関すること

③その他医療の提供について必要な業務に関すること

病院長は、対策本部を設置した場合において、通常の業務に加えて新型インフルエンザ等対策に係る医療業務を円滑に遂行する必要が生ずることに鑑み、対策本部の職員配置や職員の業務分担が適切なものとなるように努める。

第 3 章 新型インフルエンザ等対策に関する事項

1 準備期における準備

準備期において、病院長は、BCP 及び医療措置協定に基づき、新型インフルエンザ等対策の体制整備、職員の健康管理と啓発、病院機能の維持・業務継続及び医療資機材の確保等について、必要な措置を講ずる。

2 初動期における対応

初動期において、病院長は、BCP 及び医療措置協定に基づき、外来及び入院診療体制について、必要な措置を講ずる。また、長崎県知事からの要請に応じて、医療機関等情報支援システム(以下、「G-MIS」という。)の入力を行う。

3 対応期における対応

対応期において、病院長は、BCP 及び医療措置協定に基づき、外来及び入院診療体制について、必要な措置を講ずる。また、長崎県知事からの要請に応じて、G-MIS の入力を行う。

4 患者数が大幅に増加した場合の対応

対応期において、患者数が大幅増加または勤務可能な職員数の減少が発生した場合には、病院長は、BCP に基づき、一部診療業務の縮小・休止等の措置を講ずる。

5　発生時における情報収集・連携等

（1)病院長は、新型インフルエンザ等が発生した場合には、職員を召集・参集させて情報収集及び情報共有にあたる。

（2)病院長は、新型インフルエンザ等が発生した場合には、関係機関との間において、情報収集及び情報共有に努めるとともに、BCP 及び医療措置協定に基づき関係機関と連携・協力し、新型インフルエンザ等対策を実施する。

6　特定接種の実施

（1)病院長は、新型インフルエンザ等発生後に政府対策本部において決定される特定接種の接種総数、接種順位等をもとに長崎県知事が行う指示等を受け、BCP に基づき職員への特定接種の優先順位を決定し実施する。

（2)病院長は、特定接種の実施にかかわらず、業務の継続が可能なよう対策を講ずる。

7　感染対策の検討・実施

病院長は、院内における感染対策について検討を行うとともに、患者及び職員の安全対策に努める。

8　長崎県知事等からの職員の派遣要請に対する対応

病院長は長崎県知事又は県内市町長等から職員の派遣要請を受けた場合には、BCP 及び医療措置協定に基づき、その所掌事務又は業務の遂行に著しい支障のない限り、適任と認める職員を派遣する。

9　医薬品等の備蓄

（1)病院長は、BCP 及び医療措置協定に基づき、医薬品、診療材料及び感染症対策物資等の必要数について検討するとともに、必要最低限の備蓄を行い、定期的に備蓄状況を確認する。

（2)病院長は、BCP に基づき、診療機材等の整備、点検を行い、不測の事態に対応できるようにする。

（3)病院長は、医療措置協定に基づき、対応期において感染症対策物資等の備蓄・配置状況について G-MIS に入力を行い、感染症対策物資等が不足することが予見される場合には、G-MIS を通じて長崎県知事へ報告を行う。

（4)病院長は、BCP 及び医療措置協定に基づき、平時から、ゾーニングや個室・陰圧室等の準備状況について定期的な確認を行い、対応体制を確保する。

第 4 章　その他

1　職員への教育・訓練等

（1)病院長は、平時から院内感染対策について徹底するとともに、BCP 及び医療措置協定に基

づき、新型インフルエンザ等の発生時に適切な医療を提供できるよう、患者の安全確保及び職員の危機意識の向上に必要な教育及び訓練を実施する。

(2)病院長は、国、長崎県または関係市町等主催の研修会等に積極的に職員を派遣し、地域における新型インフルエンザ等対策に必要な知識・技術を習得させる。また、研修会参加者等を効果的に活用して、職員に対して新型インフルエンザ等対策に必要な知識等の周知徹底を図るとともに、実践的な訓練を実施し、職員が適切に行動できるようにする。

(3)病院長は、訓練等の実施結果を踏まえ、必要に応じて BCP の見直しを行う。

2 計画の修正

本計画は、定期的に見直しを加え、必要に応じて修正する。